

## 水道料金・下水道使用料がスマートフォンでお支払いできるようになります

水道料金・下水道使用料を納入通知書でお支払いされている方は、令和6年4月1日からスマートフォンアプリの決済サービスを利用してお支払いができるようになります。

毎月の水道料金等納入通知書に印字されているバーコードをアプリで読み取ることで、いつでもどこでもお支払いができます。

### ○利用可能なスマホアプリ名（サービス名）

- ・ PayPay（PayPay 請求書払い）

（外部リンク） <https://paypay.ne.jp/event/bill-payment/>



- ・ LINE Pay（LINE Pay 請求書支払い）

（外部リンク） <http://pay-blog.line.me/archives/74562305.html>



- ・ P a y B

（外部リンク） <https://payb.jp/>



- ・ 支払秘書

（外部リンク） <https://wellnet.jp/>



- ・ J-Coin Pay（J-Coin 請求書払い）

（外部リンク） <https://j-coin.jp/user/bill-payment/>



- ・ d払い (d払い 請求書払い)

(外部リンク) [https://service.smt.docomo.ne.jp/keitai\\_payment/guide/invoice/](https://service.smt.docomo.ne.jp/keitai_payment/guide/invoice/)



- ・ au PAY (au PAY (請求書支払い))

(外部リンク) <https://wallet.auone.jp/contents/lp/billpayment/index.html>



### ○ご利用方法

- ・ スマートフォンにアプリをインストールし、利用登録をする
- ・ アプリを起動し、納入通知書に印字されているバーコードを読み取る
- ・ お支払い内容を確認し、決済を行う

※各スマートフォンアプリの使い方については、それぞれのアプリ提供会社のホームページをご覧ください。

※お支払いに伴うポイントの付与等についても、各アプリ提供会社にご確認ください。

### ○ご利用の際の注意事項

- ・ アプリのダウンロード及びご利用にかかる通信料は利用者負担となります。
- ・ スマートフォンによるお支払いでは領収書は発行されません。お支払い内容はアプリの取引履歴等でご確認ください。
- ・ 領収書が必要な場合はスマートフォンを利用せず、登米市お客様センター窓口、金融機関、コンビニエンスストアでお支払いください。
- ・ スマートフォンでお支払い後、窓口等で二重にお支払いしないようご注意ください。
- ・ お客様センター窓口、金融機関、コンビニエンスストアでは電子マネーを利用したお支払いはできません。

### ○以下に該当するものはスマートフォンでお支払いできません

- ・ 納入通知書の金額が 30 万円を超えるもの  
(「LINE Pay 請求書支払い」では金額が 5 万円以上のものはお支払いできません)
- ・ 納入通知書に記載された納入期限を過ぎたもの
- ・ 納入通知書にバーコードの印字がないもの
- ・ 破損、汚損などによりバーコードが読み取れないもの